第4章

快適で利便性の高い魅力あるまち

第1節 交通対策

第2節 道路

第3節 市街地整備

第4節 住宅

第5節 景観形成

第6節 上水道

第7節 下水道

第1節:交通対策

交通対策

現状と課題

- ・鉄道、バスなどの公共交通機関は、通勤・通学等の大量移動手段の確保など、都市生活を支える役割を担い、また、環境負荷の少ない交通体系としての役割やバリアフリー*化による高齢者の移動・行動を支える役割など、地球環境保全や豊かで快適な都市機能を支えていく上で重要な社会資本の一つでもあります。
- ・本市は、古くから交通の要衝として発展し、今日の岩倉駅は名鉄犬山線の主要駅としての役割を担っています。岩倉駅の乗降客数は減少傾向にあるものの、東西のバス網の結節点となっていることから、多くの人々が集まる賑わいの拠点となっています。
- ・2008 年(平成 20 年)には、岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業に伴い、岩倉駅東駅前広場及び都市計画道路北通線が整備され、岩倉駅北側からの交通アクセス*の利便性は大幅に改善されました。しかしながらものの、岩倉駅東地区等から駅に至る主要道路などの整備は大きな課題として残っています。そのため、都市計画道路桜通線は、2014 年(平成 26 年) 4 月に都市計画事業認可を受け、事業を進めております。
- ・岩倉駅周辺の駐輪場については、岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業に伴う駐輪場の設置により量的には一定充足されたものの、一部施設への利用の偏在がみられることから、施設の効率・効果的な利用を促していくことが必要となっています。
- ・岩倉駅西広場及び岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業により再開発ビル内にエレベーターが設置されたことと、これまで関係機関に要望してきた岩倉駅構内のエレベーターが設置されたことにより、駅東西を結ぶ地下連絡道及び駅構内のバリアフリー化は大きく進展しました。
- ・今後は、超高齢社会の到来を見据え、バリアフリー新法*や人にやさしい街づくり計画に基づいて人にやさしい移動環境をより一層整備・充実していく必要があります。
- ・さらには、地球環境問題への対応やまちの賑わいづくりという観点も加味しつつ、これまでの車に依存した交通のあり方から人や自転車や公共交通を中心とした交通のあり方に移行するため、総合的な交通対策のあり方を検討していくことが求められます。 2012 年度(平成 24 年度)には、今後の超高齢社会の到来や地球温暖化への対応、まちの賑わいづくりという観点から、本市の総合的な交通対策のあり方を検討していくため、岩倉市公共交通実態調査を実施しました。その調査結果を踏まえ、2013 年(平成 25 年)10 月からデマンド型乗合タクシーの実証運行を行い、2014 年(平成 26 年)10 月から本格運行を行っています。
- ・一方、本市中心部を縦断する名鉄大山線は、市内の東西交通において交通渋滞・安全面などでの支障となっています。2011年度(平成23年度)に一宮春日井線の跨線橋が完成し、市内で2路線が道路高架となりますが、南部地域の主要幹線道路についても整備が求められてを推進しています。
- ・2013年(平成25年)には、まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの維持・

発展を通じた地域の活性化や交通に関する基本的な施策の策定と実施について、国及 び地方公共団体の責務を定めた交通対策基本法が施行されました。今後、本市におけ る公共交通の取組についても、この法律に準拠した対応が求められています。

施策がめざす将来の姿

- ●鉄道やバスの利便性が向上し、だれもが利用しやすい交通環境が整っています。
- ●歩行者や自転車のためのバリアフリー化やユニバーサルデザイン*の導入が進み、 だれもが移動しやすいと感じています。

現状と目標値

		現物	大値	目標値		
	基本成果指標	2008 年度	2013 年度	2015 年度	2020 年度	
		(平成 20 年度)	(平成 25 年度)	(平成 27 年度)	(平成 32 年度)	
Ī	電車・バスなどの公共交					
	通の利便性に満足して	76.8%	79.1%	78.0%	80.0%	
	いる市民の割合					

施策の体系

が多くない。						
《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》			
	(1) 鉄道の利便性の向	①名鉄犬山線の輸送サービスの向上及び 駅施設の整備促進	41011			
	上	②岩倉駅東駅前周辺の交通の円滑化	41012			
	3駅	③駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進	41013			
	(2) バフ笠の利便性の	①民間路線バスの維持・充実	41021			
交通対策	(2)バス等の利便性の 向上	②高齢社会に対応した総合交通対策の検 計実現	41022			
	(3)人にやさしい移動	①歩行空間のバリアフリー化等の推進	41031			
	環境の整備	②公共施設のバリアフリー化等の推進	41032			
	(4) 跨線橋の整備による		41040			

施策の内容

(1) 鉄道の利便性の向上

(1) 名鉄犬山線の輸送サービスの向上及び駅施設の整備促進

輸送サービスの向上及び駅施設の利便性や安全性向上のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、駅施設のバリアフリー化や駅舎改良などの実現に向けて を関係機関へ要請していきます。

②岩倉駅東駅前周辺の交通の円滑化

岩倉駅前へのアクセス性の向上と交通の円滑化を図るため、都市計画道路桜通線及 び江南岩倉線の整備を推進します。

③駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進

岩倉駅周辺の駐輪場の利用が一部の施設に偏在していることから、市営駐輪場の有料化などによる適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保を検討します。また、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ります。

【主要事業】

- ◆都市計画道路桜通線整備事業
- ◆放置自転車等対策事業

【目標指標】

	現物	犬値	目標値		
単位施策の成果指標	2009 年度 2014 年度 (平成 21 年度) (平成 26 年度)		2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	
岩倉駅周辺駐輪場の	500 /	rer A	450 4	400 台	
放置自転車撤去台数	508 台 565 台	909 🖽	450 台	450 台	
岩倉駅周辺駐輪場の	0 101 4	0 041 />	0.050 />	0.200 4	
整備台数	2, 191 台	2,241 台	2,250 台	2,300 台	

(2) バス等の利便性の向上

①民間路線バスの維持・充実

民間路線バスの維持・充実のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて バス路線の拡充・新設などを関係機関へ要請していきます。

②高齢社会に対応した総合交通対策の検討実現

高齢者、や体の不自由な人及び子育て世代等の移動手段の確保及び地域の活性化のため、費用対効果を勘案しながらコミュニティバスやタクシー等新たな交通手段のあり方を含めた総合的な交通対策を検討します。社会参加を促進するため、デマンド型乗合タクシーの利用促進を図るとともに、高齢社会に対応した交通対策を実現していきます。

【主要事業】

◆総合交通対策検討デマンド交通事業

【目標指標】

	現物	犬値	目標値	
単位施策の成果指標	2010 年度 (平成 22 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
路線バスの1日の運	107 +	100 	170 +	170 本
行本数	167 本	162 本	170 本	170 本
路線バスの運行本数				
に対して満足してい	76.1%	73.4%	77.0%	78.0%
る市民の割合				

(3)人にやさしい移動環境の整備

①歩行空間のバリアフリー化等の推進

だれもが安全・快適に利用できる歩行空間を創出するため、人にやさしい街づくり 計画等に基づき、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化やユ ニバーサルデザインの導入を進めます。

②公共施設のバリアフリー化等の推進

人にやさしい街づくり計画等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインの 導入により、だれもが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。

【主要事業】

◆歩道整備事業

【目標指標】

	現物	犬値	目標値		
単位施策の成果指標	2010 年度 (平成 22 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	
子どもや高齢者にとって					
安全に徒歩や自転車で外	28.7%	20. 70/	20.00/	20.00/	
出できるまちだと思う市		32.7%	30.0%	32.0%	
民の割合					

(4) 跨線橋の整備による東西交通の円滑化

市内東西交通のより一層の円滑化をめざし、市南部を東西に横断する都市計画道路北島藤島線の道路高架整備を推進します。

【主要事業】

◆都市計画道路北島藤島線整備事業

【目標指標】

	現物	大値	目標値		
単位施策の成果指標名	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	
都市計画道路北島藤島線 整備率	31. 2%	63.3%	87. 2%	100.0%	

- ■岩倉市都市計画マスタープラン (平成 23 年度~平成 32 年度)
- ■岩倉市中心市街地活性化基本計画(平成13年3月策定)
- ■岩倉駅東地区街路整備計画(平成15年3月策定)
- ■岩倉市「人にやさしい街づくり」計画(平成8年3月策定)
- ■岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針(平成 16 年 4 月策定)
- ■人にやさしい街づくり公共施設整備の設計・施工上の技術的基準(平成23年3月策定)
- ■岩倉市自転車等の放置の防止に関する条例
- ■岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

第2節:道路

道路

現状と課題

- ・道路は、円滑で活発な社会経済活動や市民生活を支える重要な社会資源です。その整備には、用地買収や工事費など多くの事業費と長い期間を要することから、広域的な道路ネットワークや費用対効果を踏まえ、道路整備計画に基づいて整備していくことが重要です。
- ・市内には、歩道のない道路が数多く存在しますが、歩道を新たに設置するには道路幅 員の拡幅等のために多くの事業費が必要となります。そのため、事業費の縮減や迅速 化を図りつつ、歩行者の安全性を高めるためには、路肩部分のカラー舗装整備化*な ど歩道設置に替わる対策が求められまを行っています。
- ・市内には建物が立ち並び、狭あい道路**や行き止まり道路が多く存在するため、救急 車や消防車の通行、災害時の避難に支障となるなどの問題を抱えています。このため、 それらの解消に向けた計画的な整備及び施策の立案が必要となっています。
- ・人の集う街角のポケットパーク*は、快適な道路環境を提供するとともに都市にうる おいを与え、地域のコミュニティにも寄与するものです。このため、適切な場所に用 地の確保が必要となっています。
- ・無電柱化には、多額の事業費や電線管理者の合意が必要となりますが、快適な移動空間の創出や景観の向上及び震災などの被害を最小限に抑えるためにも、市内の幹線道路をはじめとして計画的に取り組んでいくことが必要です。
- ・市内の道路や橋梁は、高度経済成長期に大量に整備してきたため、近い将来、老朽化による更新が集中することが予想されています。2013 年度(平成 25 年度)に橋梁長寿命化計画を策定し、長期的な視点から計画的に橋梁の維持管理を行うことが可能となりました。道路や橋梁を根幹的な社会資本として維持保全していくためには、長期的かつ予防的な観点を持った計画的な維持管理が求められています。

施策がめざす将来の姿

●安全で快適な道路環境が整い、歩行者や自転車、自動車が円滑に通行しています。

現状と目標値

	現物	犬値	目標値		
基本成果指標	2008 年度 (平成 20 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	
道路網の整備(自動 車)に満足している 市民の割合	69.4%	69.6%	71.0%	73.0%	

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
	(1)円滑に移動できる	①幹線道路の計画的整備	42011
	幹線道路整備	②都市計画道路の見直し検討	42012
	/0\ 中人 - 柚 '辛 4\ '关 10 平	①歩行者・自転車の安全確保	42021
		②狭あい道路や行き止まり道路の解消	42022
道路	(2)安全・快適な道路環 境の整備	③道路の防災対策・景観対策の推進	42023
		④交通安全施設の整備	24341
		【「防犯・交通安全」の再掲】	24041
	(3)道路・橋梁の維持管	①計画的な維持管理の推進	42031
	理の充実	②危険箇所の早期発見と早期維持補修	42032

施策の内容

(1) 円滑に移動できる幹線道路整備

①幹線道路の計画的整備

市内の道路交通の円滑化をめざし、都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めます。

②都市計画道路の見直し検討

都市計画決定してから長年経っても整備の見通しが立たない路線や時代の変化によって変更が求められる路線などについて、費用対効果や広域的な道路ネットワークなどを勘案しながら、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。

【主要事業】

◆都市計画道路整備事業

【月標指標】

	現場	 犬値	目標値		
単位施策の成果指標	2008 年度 (平成 20 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	
道路の広さに満足し ている市民の割合	66.8%	69.3%	68.0%	70.0%	
都市計画道路の整備 率	61.9% (H21)	69.2%	65.5%	76.6%	

(2) 安全・快適な道路環境の整備

①歩行者・自転車の安全確保

歩行者・自転車の安全な通行を確保するため、歩道の設置に努めます。また、歩道 設置の困難な道路では、路肩部分のカラー舗装整備化などを行い、安全な歩道整備に 努めます。さらに、安全で快適な自転車利用環境の創出に努めます。

②狭あい道路や行き止まり道路の解消

狭あい道路や行き止まり道路を解消し、防災能力がある利用しやすい生活道路としていくため、計画的な道路整備を進めるとともに、セットバック**や交差点の隅切り**などに努めます。

③道路の防災対策・景観対策の推進

火災・震災などの防災対策として、幹線道路の計画的な整備や沿道のポケットパークの整備に努めます。また、より良い都市景観形成のため、道路緑化の推進や市内の幹線道路の無電柱化に努めます。

4 交通安全施設の整備

「防犯・交通安全」の再掲 (P125)

【主要事業】

- ◆歩道整備事業
- ◆交通安全施設設置事業

【目標指標】

	現物	犬値	目標値		
単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	
通学路における歩道 の整備率	20.0%	98.8% (※実施可能場所 のみ)	91.0%	100.0% (※実施可能場所 のみ)	

(3) 道路・橋梁の維持管理の充実

①計画的な維持管理の推進

限られた財源の中で、市民の財産である道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、効果・効率を重視した長期的な視点で、計画的に道路・橋梁の維持管理を推進します。

②危険箇所の早期発見と早期維持補修

道路を常時良好な状態に保ち、交通の安全確保と道路埋設物の保全を図るため、道路パトロールなどにより危険箇所の早期発見と早期維持補修を実施します。

【主要事業】

- ◆道路維持管理事業
- ◆橋梁長寿命化修繕計画[※]策定

【目標指標】

	現物	大値	目標値	
単位施策の成果指標	2008 年度 (平成 20 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
橋梁長寿命化修繕計画策定	_	策定	策定	_
まわりの道路の舗装状況に満足 している市民の割合	85.5%	79.9%	87.0%	90.0%

- ■岩倉市都市計画マスタープラン (平成 23 年度~平成 32 年度)
- ■岩倉市中心市街地活性化基本計画(平成13年3月策定)
- ■岩倉駅東地区街路整備計画(平成15年3月策定)
- ■岩倉市「人にやさしい街づくり」計画(平成8年3月策定)
- ■岩倉市橋梁長寿命化計画(平成 26 年 1 月策定)
- ■人にやさしい街づくり公共施設整備の設計・施工上の技術的基準(平成23年3月策定)
- ■岩倉市交通安全条例
- ■岩倉市環境の緑化に関する条例
- ■岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

第3節:市街地整備

市街地整備

現状と課題

- ・良好な都市環境や居住環境の創出、健全な都市の発展のためには、道路や公園、上下 水道などの社会資本の整備をはじめとし、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の 手法により計画的な市街地整備を進める必要があります。
- ・市内の市街化区域面積 531ha のうち土地区画整理事業や市街地再開発事業により 102.62ha が整備済みであり、これらの基盤整備が完了した区域では、順次宅地化が進み、良好な市街地が形成されつつあります。
- ・岩倉駅東地区では、岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業により複合施設の再開発ビルや駅前広場、都市計画道路が完成し、本市の玄関口としての整備が完了しました。
- ・その一方で、市内では依然として道路の幅員が狭い箇所や老朽化した低層木造住宅が 密集した旧来の市街地のまま今日に至っている地区などがあり、都市防災機能の強化 や居住環境の向上などが課題となっています。
- ・また、市民意向調査の結果からも明らかなように、「まちに活気がない」と考えている 市民も多いことから、地域の人のつながりといった地域コミュニティを中心として、 市民や商業者の参加・協働によって、岩倉駅周辺の中心市街地の活力と賑わいを再生 していくことが求められます。
- ・本市は県内でも人口密度が高いまちであり、居住環境を向上させていくためには一定 面積の市街化区域拡大を検討することが求められます。それは、住宅都市、生活都市 として本市を持続的に発展させていく観点からも重要です。また、本市のバランスあ る発展のためには本市の地理的条件を最大限に生かしながら一定の産業用地を確保す ることも重要です。
- ・このため、都市計画マスタープランに基づき、<mark>都市計画法による区域指定や</mark>計画的に な市街化区域の拡大を検討していくことが課題となっています。
- ・また、市街化区域を拡大するにあたっては、土地区画整理事業等による基盤整備が条件となることから、地元住民の機運向上や地権者の合意を図るために、関係者の意向を把握する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- ●市街地の都市基盤整備が進み、安全・安心で快適な都市環境・居住環境が形成されています。
- ●中心市街地に賑わいが戻り、活気のあるまちになっています。

現状と目標値

	現物	大値	目標値	
基本成果指標	2008 年度 (平成 20 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
計画的・質の高い市街地整備や市街 地形成に満足している市民の割合	67.0%	69. 2%	70.0%	73.0%
市街化区域率	50.6% (H21)	50.6% (H26)	51.9%	53. 2%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
		①岩倉駅東地区市街地整備の <mark>促推</mark> 進	43011
	(1)中心市街地の整備	②街なか居住の <mark>推促</mark> 進	43012
		③岩倉駅前活性化のための組織の育成	43013
		①住宅市街地の居住環境の向上	43021
	(2) 既成住宅市街地の 再生	② エリアマネジメント[※]の導入<mark>空</mark>き家の	
市街地整備		利活用等の検討	43022 44023
		【「住宅」の再掲】	44023
		③狭あい道路*や行き止まり道路の解消	40000
		【「道路」の再掲】	42022
	(3)計画的な市街地整	①民間住宅地の開発・供給促進	43031
	備・誘導	②計画的な市街化区域の拡大検討	43032

施策の内容

(1) 中心市街地の整備

①岩倉駅東地区市街地整備の促推進

中心市街地の良好な居住環境の整備と都市防災機能の向上を推進するため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の早期整備を図るとともに、街路整備に合わせた沿道の土地利用計画的な建築物の整備誘導を推進します。また、岩倉駅東地区の再開発を核とした新しい商業・業務・サービス機能や利便性を生かした都市型住宅の供給促進等により、都市機能の更新を図ります。

②街なか居住の推促進

都市計画道路沿線で建物の共同建替えや都市再生区画整理事業などを実施すること

により、街なか居住を推促進して中心市街地での定住化を図ります。また、歩いて生活できるまちづくりを基本として、より一層、人にやさしい都市空間を形成するため、主要な道路や公共施設にユニバーサルデザイン*の導入を推進します。

③岩倉駅前活性化のための組織の育成

岩倉駅前を中心としたまちの賑わいづくりのために、商工会等と連携しながら、商店街の人材育成をはじめ活力ある組織の育成・支援に努めます。

【主要事業】

◆都市計画道路桜通線整備事業

【目標指標】

	現状値		目標値	
単位施策の成果指標	2010 年度 (平成 22 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
岩倉駅東地区の街並みが魅力的	24.4%	12.4%	26.0%	28.0%
であると感じている市民の割合	24.4/0	12.4%	20.070	20.0%

(2) 既成住宅市街地の再生

①住宅市街地の居住環境の向上

市街化区域内における未利用地が点在している地区や狭小住宅地など基盤整備が不十分な地区における居住環境や防災機能の向上を図るため、計画的な生活道路の確保や未利用地の活用を推促進します。工場周辺の居住環境の向上を図るため、住工混在の解消や工場地内の緑化について指導・支援に努めます。

②空き家の利活用エリアマネジメントの導入等の検討

人口減少時代に対応した住宅地の持続的な発展をめざし、住み替え支援による若い 世代の移住・定住促進や安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを地区住民が 主体となって進めていくため、エリアマネジメントの導入等について検討します。 「住宅」の再掲

③狭あい道路や行き止まり道路の解消

「道路」の再掲

【主要事業】

◆狭あい道路整備事業

(3)計画的な市街地整備・誘導

①民間住宅地の開発・供給促進

個性と魅力あるまちづくりをめざし、地域の特性を踏まえた質の高い居住空間の整備や地域の発意と創意による住宅地づくりを進めるため、市街化区域内の未利用地等の活用を図るとともに、市街化調整区域においても都市計画法上の要件を満たしている地区では規制緩和を行い、住宅マスタープランに基づいて地域と調和のとれたデザインや農地付き住宅等多様なライフスタイル**を実現できる住宅開発地の誘導と住宅の供給促進を図りに努めます。

②計画的な市街化区域の拡大検討

住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち土地所有者の基盤整備に対する合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や環境にやさしい企業用地の確保を図る観点から、組合施行等による土地区画整理事業や地区計画等による計画的な市街化区域拡大の検討を進めます。

- ■岩倉市都市計画マスタープラン (平成 23 年度~平成 32 年度)
- ■岩倉市中心市街地活性化基本計画(平成 13 年 3 月策定)
- ■岩倉駅東地区街路整備計画(平成15年3月策定)
- ■岩倉市「人にやさしい街づくり」計画(平成8年3月策定)
- ■岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針(平成 16 年 4 月策定)

第4節:住宅

住宅

現状と課題

・住宅は、生活を営む上で最も基礎となる衣食住の一端を担っており、都市空間やまち の景観を構成する基本的な要素にもなっています。

- ・本市は、大都市名古屋の周辺都市として交通の利便性にも恵まれた立地条件から、これまで住宅都市として発展し、UR都市機構が管理・運営する岩倉団地をはじめとして、市営・県営等の公的住宅や民間による分譲や賃貸住宅の建設が、昭和40年代以降活発に行われてきました。また、平成を迎えて以降は、岩倉駅周辺市街地を中心に中高層の分譲・賃貸マンションの建設が盛んに行われるようになりました。
- ・高齢化が進む中、市営住宅においては、退去時に合わせてバリアフリー**化のための 改修を進めていますが、今後も、高齢者や障害者に配慮した住宅改修などの整備が求 められています。その他の公的住宅や民間住宅についても、高齢者や障害者のための 住宅改修の促進や支援が必要となっています。
- ・また、東海地震、東南海・南海地震*など南海トラフ地震*の発生が懸念されており、 速やかな地震防災対策の推進が望まれています。
- ・本市では、2007 年度(平成 19 年度)に策定した耐震改修促進計画を 2013 年度(平成 25 年度)に改訂し策定し、20152020 年度(平成 2732 年度)を達成年次の目標と掲げ、公共施設をはじめ民間木造住宅などの耐震化施策を行ってきています。しかし、高齢などの理由で、耐震改修費用の負担が困難な市民も増えており、耐震化率の大幅な向上には至っていません。このため、耐震改修のための市民の費用負担を軽減する施策を推進する必要があります。
- ・本市が質の高い居住環境を整えていくためには、高齢化対策、耐震化対策、地球環境 に配慮した住宅、子育てのしやすい住宅等の供給促進や住宅に関する相談への対応、 民間大規模開発による周辺への配慮など、社会のニーズに合わせた住宅施策を推進す る必要があります。
- ・近年、都市部においても空き家が増加しつつあり、市街地における人口減少や、街並み景観、防犯、防災上の問題につながるおそれがあります。そうした中で、2015年(平成27年)5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、法の規定に基づく市町村の対応が求められています。

施策がめざす将来の姿

- ●市民のだれもが安全・快適で住みやすい住宅で暮らしています。
- ●宅地開発やマンション開発が適正に行われ、魅力ある居住環境が形成されています。

現状と目標値

	現物	犬値	目標値	
基本成果指標	2009 年度	2013 年度	2015 年度	2020 年度
	(平成 21 年度)	(平成 25 年度)	(平成 27 年度)	(平成 32 年度)
市内の住宅の耐震化率	54.3%	80.3%	90.0%	95.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
		①公的賃貸住宅の改修整備	44011
	(1)住まいの安全・安心	②民間住宅の耐震化の促進	44012
	の確保	③住宅改善への支援	44013
		④高齢者等の住み替えの支援	44014
		①エコ住宅(省エネ住宅)の供給支援	44021
	(2)優良な住宅供給支 援	②子育て支援住宅の供給促進等	44022
住宅	<i>"</i> ~	③空き家の利活用等の検討	44023
		①住宅マスタープランの策定	44031
		②①住宅市街地の居住環境の向上	43021

【市街地整備の再掲】

【市街地整備の再掲】 ④3住宅地の緑化促進

【公園・緑地の再掲】

③2 民間住宅地の開発・供給促進

43031

22033

施策の内容

(1) 住まいの安全・安心の確保

(3) 魅力ある住環境の

形成

①公的賃貸住宅の改修整備

高齢者・障害者に対応したバリアフリー化など、市営住宅の計画的、かつ適切な改修と維持管理を推進します。また、岩倉団地や県営住宅などの公的住宅についても、高齢者・障害者や子育て世帯、三世代同居等に対応した改修整備を行うよう、関係機関への要請に努めます。

②民間住宅の耐震化の促進

民間住宅の耐震化を促進するために、市民の費用負担を軽減するための制度を検討するとともに、住宅耐震化の必要性や補助制度等を周知・啓発し、耐震化率の向上に

努めます。

③住宅改善への支援

高齢者や障害者のための住宅改善制度の周知に努めるとともに、適切な住宅改善ができるようリフォームへルパー*による助言等の支援を実施します。

④高齢者等の住み替えの支援

公的住宅の募集についての情報提供をするとともに、高齢者や障害者のための住み替え助成制度の周知に努めます。

【主要事業】

- ◆市営大山寺住宅維持管理事業
- ◆木造住宅耐震改修補助事業
- ◆高齢者等住宅改善費助成事業

【月標指標】

	現状値		目標値		
単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	
木造住宅耐震診断補助累計件数	517 件	538 件	3,723件	4, 137 件	
木造住宅耐震化率	_	63. 5%	85. 0%	95. 0%	
木造住宅耐震改修補助累計件数	44 件	48 件	800 件	1,981 件	
非木造住宅耐震化率	_	94.4%	94. 8%	95. 0%	

(2)優良な住宅供給支援

①エコ住宅(省エネ住宅)の供給支援

環境への配慮のために、住宅用太陽光発電システムの利用を促進するとともに、省エネルギー・省資源に配慮し、緑を積極的に取り入れたエコ住宅など、環境や人にやさしい住まいに関する啓発や情報の提供に努めます。

②子育て支援住宅の供給促進等

人口減少時代においても住宅都市として持続的に発展させていくため、子育て世代を対象とした地域優良賃貸住宅制度をPRするなど、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅の供給促進に努めるとともに、子育て世代に着目した移住・定住や住み替えを促進するための事業を検討します。

③空き家の利活用等の検討

人口減少社会時代に対応した住宅地の持続的な発展をめざし、住み替え支援による若い世代の移住・定住促進や安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを推進するため、空き家の利活用や危険な空き家対策等について検討します。

【主要事業】

- ◆住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
- ◆空き家利活用等事業

【目標指標】

	現状値		目標値	
単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
住宅太陽光発電システム設置費 補助件数	21 件	73 件	60 件	60件
住宅用太陽光発電システムを設 置している世帯の割合	3.1% (H22)	8.3%	4.0%	5. 0 10. 0%

(3) 魅力ある住環境の形成

①住宅マスタープランの策定

住生活の安定の確保と向上を計画的、総合的に推進するために、住宅施策の基本となる住宅マスタープランの策定を進めます。

②1 住宅市街地の居住環境の向上

「市街地整備」の再掲

③2民間住宅地の開発・供給促進

「市街地整備」の再掲

43住宅地の緑化促進

「公園・緑地」の再掲

【主要事業】

◆住宅マスタープラン策定

【目標指標】

	現状値		目標値	
単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
住宅マスタープラン策定	_	未策定	策定	_

- ■岩倉市都市計画マスタープラン (平成 23 年度~平成 32 年度)
- ■岩倉市耐震改修促進計画(平成 2025 年度~平成 2732 年度)
- ■第46期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(平成2427年度~平成2329年度)
- ■第4期岩倉市障害者計画(平成 2025 年度~平成 2429 年度)

- ■岩倉市地域防災計画(昭和58年7月)
- ■岩倉市環境の緑化に関する条例

第5節:景観形成

景観形成

現状と課題

- ・まちの景観は、暮らしの身近なもので構成されており、目に見える緑や建物などのほか、花の香り、小川のせせらぎ等視覚以外で感じられる要素も含まれます。これらの要素を通して地域の個性を表現し、快適な環境をつくりだしている優れた景観は、市民生活にうるおいを与え、まちに対する市民の愛着や誇りの醸成につながります。
- ・都市における景観形成は、単にきれいな風景や街並みをつくるということばかりでな く、都市環境と市民に深い関わりがあります。
- ・本市では、1991年度(平成3年度)に策定した都市景観形成基本計画の重点整備地区 に選定してある岩倉駅西地区の景観形成、公園・道路等の景観整備や五条川沿川整備 を進めるなど、うるおいとやすらぎのあるまちづくりや環境づくりに努めてきました。
- ・また、公共施設整備にあたっては、周辺との調和や意匠、色彩に配慮した景観形成に 努めています。今後は、わかりやすいだけでなく、まちの魅力を向上させるサインの 整備が求められています。
- ・2004 年(平成 16 年)に制定された景観法は、良好な景観形成のための建築物等に対する具体的な規制や良好な景観形成のための各種支援など新しい概念を創設しています。
- ・今後は、五条川や市街地周縁部の田園風景、中心市街地など、岩倉らしい原風景の保全や岩倉の顔となる景観づくりを市民の理解と協力を得ながら進めていくために、市民と協働で景観法等を活用しながら、景観形成の方針や施策を策定していく必要があります。
- ・また、市民の共有財産ともいえる地域の良好な景観の維持・向上を市民との協働によって進めていくため、 景観意識の向上や美化活動の推進を図っていくことが課題となっています。

施策がめざす将来の姿

- ●都市として魅力ある街並みが形成され、まちに愛着や誇りを持つ市民が増えています。
- ●うるおいややすらぎを感じる自然や歴史との調和がとれた景観があるまちになっています。

現状と目標値

	現状値		目標値	
基本成果指標	2008 年度 (平成 20 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
街並みや沿道などの景観に満足して いる市民の割合	70.8%	72.7%	72.0%	75.0%

施策の体系

心束の本			
《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード
	(1) 良好な景観形成を	①景観法に基づく景観計画の策定	45011
	進める制度等の確立	②景観条例の制定検討	45012
		①公共施設等のデザインの向上による先	45021
		導的な景観形成	10021
		②わかりやすい系統的なサインの整備と	45022
	(0) (1) 1- (-1) 11 15-7	適正管理	
	(2)(1) わかりやすく、 岩倉らしい景観の	③緑の保全・育成	22031
景観形成 創出		【「公園・緑地」の再掲】	22033
		④五条川の景観整備の推進	45024
		⑤岩倉街道沿いの街並み形成	45025
		⑥田園景観の保全	45026
		①屋外広告物の適正化	45031
	(3)(2) 身近な景観づく り	②景観意識の高揚	45032
		③美化活動の促進	45033

施策の内容

(1) 良好な景観形成を進める制度等の確立

①景観法に基づく景観計画の策定

五条川や市街地周縁部に広がる田園景観、岩倉街道沿いの街並み景観を保全・再生 するなど岩倉らしい良好な景観形成によって、住宅都市としての質を高めるため、景 観法に基づいて景観形成方針や規制・誘導策などを定める景観計画の策定を検討します。 す。

②景観条例の制定検討

景観計画の実効性を確保するため、計画の策定に合わせて、景観条例の制定を検討します。

【主要事業】

- ◆景観計画策定
- ◆景観条例制定

【目標指標】

	現状値		目標値	
単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
景観計画策定	_	_	策定	_

(2)(1) わかりやすく、岩倉らしい景観の創出

①公共施設等のデザインの向上による先導的な景観形成

地域における自然、歴史、文化等、地域の特性にふさわしい公共施設整備に努めます。

②わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理

まちの中をより歩きやすくし、市民や来訪者がまちの魅力を発見できるように、市内の複数か所に五条川までの距離を示すサインを整備するなど、わかりやすい、系統的なサインの整備に努めるとともに適正な管理を行います。

③緑の保全・育成

「公園・緑地」の再掲

④五条川の景観整備の推進<「水辺環境の整備・活用」(P97)・「観光・交流」(P205・P206)参照>市民の誇りとなるような親しみがあり美しい景観の形成という観点から、五条川の水辺環境の保全・整備や五条川桜並木の保全・再生、五条川沿いの散策環境の整備・充実を進めます。

⑤岩倉街道沿いの街並み形成

岩倉街道の歴史を感じさせる街並み景観を大切にした沿道建築物の建替えを促進するなど、景観法等を活用しつつ岩倉街道の街並みの再生に努めます。

⑥田園景観の保全<「公園・緑地」・「農業」参照>

市街地周縁部の田園風景を保全するため、景観法等の活用も視野に入れつつ、農地の保全・活用を進めるとともに、鎮守の森、社寺境内等の樹木など既存の緑の保全に努めます。

(2) (3) 身近な景観づくり

①屋外広告物の適正化

地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適 正な規制・誘導を図ります。

②景観意識の高揚

良好な街並みの景観形成や、うるおいのあるまちづくりに寄与するなど、良好な地域環境の形成に貢献していると認められる建築物や街並みなどの表彰制度を検討し、 市民と行政が一体となった都市景観の啓発に努めます。

③美化活動の促進

快適でうるおいのある都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業を推進します。また、地域の景観を維持するために市民の協力により行っている違反広告物の撤去など、さらに市民との協働を推し進めながら美化活動を促進します。

【主要事業】

- ◆屋外広告物撤去事業
- ◆花のあるまちづくり事業

【目標指標】

	現状値		目標値		
単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	
	(半成 21 年度)	(平成 20 平度)	(千成 27 年度)	(平成 32 平長)	
屋外広告物撤去数	2,608 枚	40 枚	2,100枚	1,600 30 枚	
花のあるまちづくり事業で管理	0E 4VIE		97 公司5	20 3/75	
する公共施設数	25 か所	25 か所	27 か所	30 か所	

- ■岩倉市都市計画マスタープラン (平成 23 年度~平成 32 年度)
- ■岩倉市環境保全に関する基本条例
- ■岩倉市環境の緑化に関する条例

第6節:上水道

上水道

現状と課題

- 1971 年 (昭和 46 年) から始まった水道事業は、安全な水を安定的に供給するため、 増大する水需要への対応をはじめとして様々な取組を行い、水道普及率も 2010 年 (平 成 22 年) 2014 年 (平成 26 年) 4月現在で 99.8%に達しました。となっています。
- ・近年は、節水意識の向上や節水機器の性能及び普及率の向上とともに、給水人口も増加が見込めないなど、水需要は伸びないことが予測され、拡張の時代から維持更新の時代へと大きな転換期を迎えています。
- ・さらに、利用者ニーズの高度化・多様化に伴い、安全で良質な水を安定的に供給する という水道の目的もさらに重要なものとなっています。
- ・これまで水道事業では、安定的な経営を推進するため、業務運営における情報化や配水場等施設の運転管理、検針徴収総合業務等の民間委託を実施し、業務の効率化や経費筋減に取り組み、運営基盤の強化に努めてきました。
- ・また、地震対策として、水道事業地震防災応急対策要綱を策定し、災害時における応 急給水や応急復旧等の対策を推進してきました。
- ・今後は、料金収入の伸びも見込めない状況の中で、長期的な視点に立った効率的な管理運営や大規模な水道施設の改築・更新、管路の耐震化に対応するため、2011 年度(平成23年度)にアセットマネジメント*を導入し策定した水道ビジョンを策定しに基づき、持続的な事業運営の下、水道水の安定供給と一層のサービス向上を図り、信頼される水道事業の推進が求められます。

施策がめざす将来の姿

●サービスがよく健全な水道事業が運営され、安心して飲める良質な水が安定的に供給されています。

現状と目標値

	現状値		目標値	
基本成果指標	2008 年度 (平成 20 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合	85.1%	86.0%	88.0%	90.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
		①水資源の確保	46011
	(1)安心で安定的な供 給	②水道施設の計画的な整備・更新	46012
		③水質管理の充実	46013
上水道	(2)災害対策の充実	①被害発生の抑制	46021
	(2) 交合对象60元关	②応急給水の充実	46022
			,
	 (3)運営基盤の強化	①経営の健全化	46031
	(6) 建呂を強め強化	②利用者サービスの向上	46032

施策の内容

(1) 安心で安定的な供給

①水資源の確保

自己水源は、安定給水や危機管理面でも有用な資源であることから、適切な維持管理による保全を図ります。また、水需要を的確に把握し、自己水源からの取水と県営水道からの適正な受水を図ります。

②水道施設の計画的な整備・更新

配水管整備事業計画に基づき、水量・水圧不足解消のための配水管拡張やブロック 化等を推進するとともに、効果的な漏水調査の実施により有収率の向上を図ります。 また、水源等施設の定期的な点検と的確な状況把握により計画的な更新を推進します。

③水質管理の充実

適切な浄水処理や水質監視の強化を図るとともに、給水栓までの水質管理を的確に 実施することにより、安全で良質な水道水の供給を推進します。

【主要事業】

- ◆第3期配水管整備事業
- ◆第4期配水管整備事業
- ◆水道水質検査

【目標指標】

	現状値		目標値		
	単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
	有収率	92.7%	92. 1	93.7%	94.7%

(2) 災害対策の充実

①被害発生の抑制

発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、水源等施設については早期に耐震化を完了します。また、管路については、幹線管路のネットワーク化や耐震化計画を策定しに基づく効果的な耐震整備を図り、災害に強い水道施設の構築を推進します。

②応急給水の充実

災害等による大規模な断水には、水道事業地震防災応急対策要綱や各種マニュアルにより、応急給水や施設復旧に向けて迅速かつ効率的に行動ができるよう訓練を強化するとともに、内容の充実や見直しを適切に行います。また、応急給水用資器材の整備と近隣事業体や関係機関との連携強化により災害対応能力の向上を図ります。

【主要事業】

◆応急給水訓練

【目標指標】

	現状値		目標値	
単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
管路耐震化率	24.1%	29.6%	28.6%	34.0%

(3) 運営基盤の強化

①経営の健全化

水道料金の適正な設定や業務の一部民間委託等による効率化・合理化、運営体制の 強化などにより経営改善を図り、健全な水道事業を推進します。

②利用者サービスの向上

多様化する利用者ニーズを的確に把握し、開閉栓手続や料金支払等の利便性向上を めざすなど、きめ細かなサービスの充実を図ります。また、経営状況などをわかりや すく情報提供し、利用者の視点に立った信頼される水道事業を推進します。貯水槽水 道*については、安全性確保のため管理指導と情報提供を促進します。

【主要事業】

◆水道ビジョン策定

【目標指標】

	現状値		目標値	
単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
現年度収納率	98.1%	98.5%	98.5%	98.8%

- ■岩倉市水道ビジョン(平成 24 年度~平成 33 年度)
- ■第3期配水管整備事業計画(平成19年度~平成28年度)
- ■水道水質検査計画(毎年度策定)
- ■岩倉市地域防災計画(昭和58年7月策定)
- ■岩倉市管路耐震化計画(平成25年2月策定)
- ■岩倉市水道事業の設置に関する条例
- ■岩倉市水道事業給水条例

第7節:下水道

下水道

現状と課題

- ・下水道は、日常生活や事業活動により発生した汚水を処理し、再びきれいな水に蘇らせて貴重な水資源を確保するとともに、公共用水域の汚染を防止して快適で住み良い生活環境を確保するために不可欠な生活基盤です。
- ・本市の下水道は、五条川を境に県が運営する五条川左岸(東側)と五条川右岸(西側) の両流域下水道の整備とともに進めています。
- ・五条川左岸区域は、計画処理区域 157ha の整備を 2000 年度 (平成 12 年度) に完了し、 既にすべて供用されています。
- ・五条川右岸区域は、1994年度(平成6年度)から事業に着手し、計画処理区域 434ha の整備を進めていますが、2010年(平成22年)2015年(平成27年)4月現在では整備率が 37.7%48.2%となっており、引き続き、公共下水道整備を進める必要があります。
- ・国は、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、早期(今後10年間)に汚水処理整備を進め、持続的な汚水処理のため、既整備地区の効率的な更新や運営方法の検討を促進するよう、2013年度(平成25年度)に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、都道府県に対し、構想の見直し推進を通知しました。
- ・事業の効果を高めるために、計画的な整備を行うとともに、供用開始区域では、下水 道への接続を促進することが求められています。
- ・河川の水環境を保全するためには、下水道計画処理区域以外の生活排水の処理が課題 となっていることから、合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。
- ・今後の人口減少や施設の老朽化等により、下水道事業の経営環境はますます厳しくなることが予想される中で、国では2014年度(平成26年度)に「経済財政運営と改革の基本方針2014」を閣議決定し、公営企業会計の適用について推進しています。本市においても、安定した下水道事業の経営を進めていくために、自らの経営・資産等を正確に把握できる公営企業会計制度に移行する必要があります。

施策がめざす将来の姿

● 五条川や水路の水質が改善され、衛生的で生態系豊かな水環境となっています。

現状と目標値

	現状値		目標値	
基本成果指標	2008 年度 (平成 20 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
生活排水処理に満足して いる市民の割合	72.7%	75. 5%	75.0%	78.0%
下水道整備率	54.2% (H21)	61.9% (H26)	62.4%	69.1%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード
		①公共下水道の整備と維持管理の推進	47011
	(1) 公共下水道事業の	②公共下水道への接続促進	47012
推進		③合併処理浄化槽との併用	47013
		④経営の健全化	47014
		·	

下水道

	①生活排水対策の強化	47021
 (2)下水道事業に対す る理解促進	②1 広報活動の充実	47022 47021
0.4.7.6.1	③ ② 五条川右岸浄化センターに係る環境 対策事業	47023 47022

施策の内容

(1)公共下水道事業の推進

①公共下水道の整備と維持管理の推進

下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。

②公共下水道への接続促進

公共下水道整備による水質保全などの事業効果を高めるために、公共下水道の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度(利子補給制度)の活用をPRし、供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進します。

③合併処理浄化槽との併用

公共下水道事業の計画区域外の地域については、単独処理浄化槽やくみ取り槽から 合併処理浄化槽への切替えを促進し、河川や排水路の水質改善に努めます。

4経営の健全化

汚水処理をするための維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、下水道使用料や受益者負担金の収納率の向上に努め、適正な下水道使用料を設定し、経営の健全化に努めます。また、適正な下水道使用料の設定に向けて、公営企業会計への移行を検討します。

【主要事業】

- ◆五条川右岸公共下水道事業
- ◆水洗化改造資金利子補給事業

【目標指標】

	現状値		目標値	
単位施策の成果指標	2009 年度	2014 年度	2015 年度	2020 年度
	(平成 21 年度)	(平成 26 年度)	(平成 27 年度)	(平成 32 年度)
汚水処理人口普及率	67.5%	74.9%	77.5%	86.3%
水洗化率	89.0%	89.1%	89.6%	90.1%

(2) 下水道事業に対する理解促進

①生活排水対策の強化

食材の残さや油脂類などによる下水道施設への負荷軽減を図るため、下水道利用者に生活維排水に対する配慮を促すための情報提供や意識啓発に努めます。

②1 広報活動の充実

生活雑排水に対する配慮を促すために下水道利用者に情報提供や意識啓発を行うとともに、下水道の必要性や維持管理の重要性、水質調査の結果などを広報紙やホームページ、工事説明会などを通じて積極的にPRし、下水道事業への理解促進に努めます。

③②五条川右岸浄化センターに係る環境対策事業

五条川右岸浄化センター周辺地域の生活環境の保全をめざし、環境対策事業の充実を県に働きかけるとともに、施設を利用した見学会や水処理のしくみを理解するための機会を設けて、市民の水環境に対する正しい認識が深まるように努めます。

【主要事業】

◆下水道出前講座

【目標指標】

	現状値		目標値	
単位施策の成果指標	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
	(1)从21 干皮/	(17% 20 干皮)	(1)从21 干技/	(十八02 十尺)
下水道出前講座・見学会	0 1	0.5	100 [150 [
参加者数	0人	35 人	100人	150 人

- ■岩倉市公共下水道基本計画(平成 22 年度~平成 37 年度)
- ■五条川アメニティタウン再生計画(平成 22 年度~平成 26 年度)
- ■住んでい~わと言われる「健康で明るい緑の文化都市」岩倉創造計画(平成 27 年度~ 平成 30 年度)
- ■岩倉市都市計画マスタープラン (平成 23 年度~平成 32 年度)
- ■岩倉市下水道条例
- ■尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例